

第三次薬物乱用防止五か年戦略

平成20年8月
薬物乱用対策推進本部

目次

1	はじめに	1
2	戦略策定上の3つの視点	1
	(1) 再乱用防止等に向けた行政機関及び民間団体間の連携の強化	1
	(2) 組織犯罪対策の効果的な推進	1
	(3) 密輸動向等に応じた的確な対処	2
3	戦略目標	2
4	4つの目標	3
目標1		
	青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上	3
	(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化	3
	(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化	4
	(3) 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化	4
	(4) 広報啓発活動の強化	5
	(5) 関係機関による相談体制の構築	5
目標2		
	薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進	6
	(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実	6
	(2) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実	6
	(3) 薬物依存・中毒者の家族への相談体制・支援等の充実	7
	(4) 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化	7
	(5) 民間団体等との連携強化	7
	(6) 少年の再乱用防止対策の充実強化	8
	(7) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進	8
目標3		
	薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底	9
	(1) 組織犯罪対策の推進	9
	(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)	
	(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)	
	(厳正な科刑の獲得)	
	(捜査手法の活用等)	
	(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)	

- (2) 犯罪収益対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 (薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化)
 (薬物犯罪収益等のはく奪の徹底)
 (薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)
- (3) 巧妙化する密売方法への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- (4) 末端乱用者に対する取締りの徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- (5) 多様化する乱用薬物への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (6) 正規流通への監督の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (7) 関係機関の連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

目標4

薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進・・・・・・・・14

- (1) 密輸等の情報収集の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 (民間からの情報収集の強化)
 (国際的な情報収集の強化)
 (組織・装備の強化)
 (シグニチャー・アナリシス等の推進)
 (原料物質の輸出入対策・体制の充実)
- (2) 密輸取締り体制の強化・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 (関係機関の連携強化)
 (海上、港湾等監視・取締体制の強化)
 (密輸リスクに対応した取締の実施)
 (密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)
 (コントロールド・デリバリー等の捜査手法の活用)
- (3) 更なる密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化・・・・・・・・17
 (関係機関の連携強化)
 (薬物密輸組織の実態解明と取締方策の充実)
 (国際的な取締体制の構築)
- (4) 国際的な連携・協力の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 (グローバルな枠組みを通じた連携・協力の推進)
 (我が国への主要な仕出地域との連携・協力の推進)
 (我が国への主要な仕出国等との二国間連携・協力)

1 はじめに

最近の薬物情勢は、覚せい剤事犯の検挙人員は減少傾向となっているが、依然として全薬物事犯の検挙人員の8割を占めており、覚せい剤事犯が我が国の薬物問題の中心的課題である状況が継続している。また、大麻事犯の検挙人員は、10年前の約2倍に増加しているほか、MDMA等合成麻薬事犯については、押収量が急増しており、いずれも検挙人員の8割強が初犯者であるなど、乱用のすそ野が広がっている。

青少年については、覚せい剤事犯の検挙人員は減少傾向にあるものの、大麻、MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員の6割～7割を未成年者及び20歳代の若年層が占めており、青少年を中心に乱用されている状況がうかがわれる。

覚せい剤事犯の検挙人員のうち、暴力団等の割合は、増加傾向にあり、50%を越えているほか、イラン人等外国人薬物密売組織により巧妙に密売が行われるなど、薬物事犯に犯罪組織が深く関与している状況が認められる。

密売については、携帯電話やインターネットの急速な普及により、これらを利用した密売方法がより巧妙化し、乱用者にとっては薬物がより容易に入手できるようになっていることが懸念されている。

密輸入事件については、異なる種類の薬物を大量に密輸入した事案が検挙されるなど、国内に大量の薬物が密輸入されていることがうかがわれ、薬物の流入については、引き続き警戒を要する状況にある。

また、覚せい剤の再犯者が占める割合についても、約55%と増加傾向にある。

我が国の薬物乱用防止対策については、これまでの10年間の戦略の実施により一定の効果が出ているものの、依然として厳しい状況下にあることから、政府を挙げた総合的な対策を講ずることにより、薬物乱用の根絶を図る。(現状の詳細データは別添参照)

2 戦略策定上の3つの視点

(1) 再乱用防止等に向けた行政機関及び民間団体間の連携の強化

薬物乱用の根絶のためには、関係機関・団体が連携を密にし、相互に補完しながら総合的な対策を推進していくことが必要である。そのため、取締り、矯正行政、医療・保健行政、児童福祉行政等を行う行政機関、そして医療機関や地域のボランティア、NPOなどの民間団体等が、薬物乱用防止のほか、再乱用防止のための社会復帰、家族支援を含めた総合的な対策を連携して実施していく必要がある。

(2) 組織犯罪対策の効果的な推進

我が国から薬物乱用を根絶していくためには、薬物の供給を遮断することが不可欠であることから、組織的に薬物を密売している暴力団や外国人薬物密売組織等の壊滅に向けた組織犯罪対策を強力に推進する必要がある。また近年、薬物密売組織は、携帯電話、インターネット等を利用し、巧妙に密売等を行っており、こうした密売手段に対する効果的な対策を講じていくことが不可欠である。

(3) 密輸動向等に応じた的確な対処

薬物の密輸入は、中国・北朝鮮ルートによる覚せい剤の密輸入が中心であったが、最近では、カナダ等新たな仕出国・地域等からの密輸入も増加してきており、こうした密輸動向の変化等に対応した水際対策を的確に推進する必要がある。また、我が国への薬物の主要仕出地又は中継地となっている東南アジア地域のみならず、世界における薬物の密造・密輸傾向の変動等も踏まえつつ、効果的な国際協力を推進していく必要がある。

3 戦略目標

本戦略については、以下の目標を設定し、薬物乱用対策推進本部の下に関係省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標 1 ・ ・ 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

目標 2 ・ ・ 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

目標 3 ・ ・ 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

目標 4 ・ ・ 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

4 4つの目標

目標 1

青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

青少年による薬物乱用防止については、平成15年から19年までの間、学校等における薬物乱用の有害性・危険性に関する指導の充実、広報啓発や街頭補導活動の強化を始めとした青少年に薬物乱用をさせない環境整備など種々の取組により、薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒が増加し、青少年の覚せい剤事犯の検挙者数が減少傾向となるなど一定の成果を上げているものと認められるが、大麻、MDMA等合成麻薬については青少年を中心に乱用されている状況がうかがわれるなど今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶に向けた取組の一層の充実に努める必要がある。

このような状況を踏まえ、以下の対策を講ずることとする。

(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化

小学校、中学校及び高等学校における児童生徒に対する指導・教育を徹底するとともに、引き続き、児童生徒等の薬物の根絶に向けた規範意識の向上を図っていく必要があるため、以下のような取組を行う。

- ・ 学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導を行う。(文部科学省)
- ・ すべての中学校・高等学校において、少なくとも年1回の薬物乱用防止教室を開催するよう指導すること。その際、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得つつ、その指導の一層の充実に図る。(警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 児童生徒が薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を習得するため、薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等を作成・配付する。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 配付した教材等の活用促進を図るための周知に努めるとともに、教材等の使用について、関係機関との連携の充実に図る。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 指導方法の充実に図り、効果的な指導を行うため、国、都道府県等が開催する研修会を充実し、教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する研修の機会の拡充を図る。(警察庁、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 薬物乱用防止教育の成果及び課題の検討を行うため、児童生徒等の薬物等に対する認識、薬物乱用の実態等について、定期的な調査分析を実施する。(文部科学省、厚生労働省)
- ・ 学校警察連絡協議会等における少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性

についての情報交換と、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等、警察と学校関係者等との連携を一層強化する。(警察庁、文部科学省)

- ・ 大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促し、その際に活用できる啓発資料を作成するなどの啓発の強化を図る。(文部科学省)
- ・ 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、大麻・MDMA等合成麻薬の有害性・危険性に関する指導の充実を図る。(文部科学省、厚生労働省)

(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

少年の覚せい剤事犯の検挙人員のうち、大きな割合を占めている有職・無職少年に対し、薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を与え、薬物乱用を絶対にしないという意識を植え付けて行くため、以下のような取組を行う。

- ・ 労働関係機関・青少年労働関係団体等における有職・無職少年を対象した啓発の充実を図る。(厚生労働省)
- ・ 街頭キャンペーン等を通じて有職・無職少年に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。(警察庁)

(3) 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化

地域ボランティア団体等との連携により、地域社会全体で薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、以下のような取組を行う。

- ・ 研修会の開催、各種啓発資材の活用による薬物乱用防止指導員の資質の向上を図る。(厚生労働省)
- ・ 低年齢層やその保護者世代を対象とした、地域における薬物乱用防止に関する対話集会を開催する。(厚生労働省)
- ・ 青少年の保護者向けの啓発読本の作成・配布と、家庭における青少年に対する薬物乱用防止教育の充実を図る。(厚生労働省)
- ・ シンポジウムや街頭キャンペーン等を通じて、少年やその保護者等を対象とした薬物乱用防止に関する啓発を行う。(警察庁)
- ・ 地域社会や関係機関等と連携した街頭補導活動の一層の強化により、薬物乱用少年の早期発見・補導に努める。(警察庁)
- ・ ゲームセンター、カラオケボックス等少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、薬物乱用少年を発見した場合の警察への通報等について積極的な協力要請を行う。(警察庁)
- ・ 地域ボランティア等との連携強化及び啓発資材の提供等の支援を行う。(厚生労働省)

(4) 広報啓発活動の強化

薬物乱用防止等について国民に更に深く理解を促すため、以下のような取組を行う。

- ・ 乱用薬物に関する相談窓口等の情報の提供等を含めた薬物乱用防止に関する広報啓発活動を一層推進する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」(国連薬物乱用防止根絶宣言)支援事業として行われる「「ダメ。ゼッタイ」普及運動」(6月20日～7月19日)を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」(5月～6月)、「薬物乱用防止広報強化期間」(6月～7月)、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(7月)、「社会を明るくする運動」(7月)、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」(10月～11月)及び「全国青少年健全育成強調月間」(11月)等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の有害性・危険性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を一層積極的に展開する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 「薬物乱用防止広報車」、「薬物乱用防止キャラバンカー」やインターネットの有効的な活用により、薬物乱用の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図る。(内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省)

(5) 関係機関による相談体制の構築

地域住民の相談に的確かつ素早く対応できるよう相談体制を充実させるため、以下のような取組を行う。

- ・ 青少年に対し最善な処置が図れるよう、相談機関間の一層の連携強化を図る。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 相談窓口の周知による相談機関の積極的な活用を図る。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 心理学等の専門的知識を有する少年相談専門職員等の育成及び資質の向上を図るため、各種研修会等の充実を図る。(内閣府、警察庁、法務省)

目標 2

薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となる。その際、薬物依存の有無、精神症状（特に幻覚・妄想等）の有無等乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。

幻覚・妄想等の精神病状態に対しては、既存の精神医療体制内での対応が可能であるが、薬物依存症については未だ決定的な治療法は確立されていない。したがって、国立精神・神経センター等を中心にして、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。その際、薬物依存症の治療と社会復帰とは、連続した一連の流れの上にあること、多くの薬物事犯者は薬物依存症者でもあり、その社会復帰は薬物依存症の治療と不可分であること等を踏まえる必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

このため、以下のような取組を行う。

(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

薬物乱用問題に最初に気付くのは家族などの身近な人であることが多いため、早期発見・早期対応のためには、家族が迅速に相談できるよう相談窓口の周知と相談体制の充実が重要である。

- ・ 薬物問題に悩む家族が早期に相談が出来るようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化する。（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）
- ・ 保健所、精神保健福祉センター等の相談体制の強化のため研修等を通じての担当職員の専門性を養成する。（厚生労働省）

(2) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

幻覚・妄想等の精神障害症状（薬物中毒症状）を呈した薬物乱用者に対して、適切な医療を提供するとともに、根本的原因となる薬物依存症自体についても適切な対応を可能とする医療体制が重要であり、以下の取組を推進する。

- ・ 幻覚・妄想状態を呈した乱用者に対する適切な医療の提供を引き続き推進する。（厚生労働省）
- ・ 幻覚・妄想状態を呈しない薬物依存症だけの乱用者における依存症治療法の開

発を図る。(厚生労働省)

- ・ 医療従事者を対象とした薬物依存・中毒に関する研修を実施する。(厚生労働省)

(3) 薬物依存・中毒者の家族への相談体制・支援等の充実

薬物依存症からの早期の回復のためには、家族による薬物乱用者への適切な対応が重要である。家族が薬物依存症に関する知識を得て、適切な対応を学ぶ必要があるため、以下のような支援が必要である。

- ・ 薬物問題に悩む家族が早期に相談が出来るようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- ・ 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰及び家族支援のための民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 薬物事犯対象者の家族に対し、依存性薬物による害悪及び本人への対応に関する知識を付与するための講習会をより積極的に実施する。(法務省)

(4) 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化

就職できないことから来る生活の不安定等により薬物の再乱用に至ってしまうケースが少なくないと考えられるため、関係各機関が連携した社会復帰推進のための支援が重要である。

- ・ 刑事施設における薬物事犯受刑者に対する再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化並びに職員の指導技術向上を図る。(法務省)
- ・ 薬物事犯対象者に対する断薬指導、生活指導、就労指導等の充実及び民間の更生保護施設との連携の強化を図る。(法務省)
- ・ 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰及び家族支援のための民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 覚せい剤の使用を反復する犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する処遇を強化する。(法務省)
- ・ 薬物事犯対象者の家族等への援助を強化する。(法務省)
- ・ ハローワーク等との連携や協力雇用主の拡大等就労支援の充実強化を図る。(法務省、厚生労働省)

(5) 民間団体等との連携強化

依存症からの回復においては、自助グループ等の民間団体が重要な役割を担うことが報告されている。引き続き民間団体と連携して薬物再乱用防止を推進する。

- ・ 薬物依存・中毒者の社会復帰等を行っている民間団体、NPO等の活動との連携を強化する。(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 薬物依存・中毒者及びその家族等に対する民間団体の活動等に関する情報の提供等を図る。(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 被収容者の社会復帰支援の一環として、民間団体との連携の在り方を検討する。(法務省)

(6) 少年の再乱用防止対策の充実強化

少年の再乱用防止については、上記の(1)～(5)の総合的な対応のほか、以下の事項に配意すべきである。

- ・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年に対する処遇の充実を図る。(法務省)
- ・ 少年院における薬物乱用少年に対する教育プログラムの充実並びに同教育プログラムの効果的な実施のための指導技術等に関する研究を推進する。(法務省)
- ・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年及びその保護者等に対する集団処遇をより積極的に実施する。(法務省)
- ・ シンナー等の薬物乱用少年の再乱用を防止するため、関係機関との連携を図り、継続補導等のフォローアップを実施する。(警察庁)
- ・ 児童自立支援施設において、薬物乱用歴がある児童に対し、薬物再乱用防止の教育を引き続き実施する。(厚生労働省)

(7) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

薬物乱用の実態把握は困難を伴うが、より有効な対策のためには刻々と変化する薬物乱用の実態を継続的に把握し続けることが必要不可欠である。また、薬物依存症に対する治療法開発は世界的重要課題であるが、治療法開発のためには基礎的な研究も重要である。また、再乱用防止の推進のため、社会復帰のための新たな対応策等に関する調査研究を推進する。

- ・ 薬物依存のメカニズムや慢性神経毒性に関する基礎的研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存・中毒者に対する医療の在り方に関する研究等を推進する。(文部科学省、厚生労働省)
- ・ 全国の精神科医療施設の協力の下、各施設を受診した薬物依存・中毒の事例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析、評価を行う。(厚生労働省)
- ・ 教育・治療プログラムへの参加義務付け等を行っている諸外国における薬物依存・中毒者対策の調査研究を行う。(法務省、厚生労働省)
- ・ 薬物依存・中毒者の社会復帰に向けた治療共同体に関する外国の事例等の調査研究を実施する。(法務省、厚生労働省)

目標 3

薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を入手できない社会を目指す必要がある。また、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物の需要の根絶を図る必要がある。

平成15年に策定された「薬物乱用防止新五か年戦略」の実施期間中、薬物密売組織に対し、関係機関等が連携した取締りを実施するとともに、各種施策を推進した結果、人的・資金的な面から薬物密売組織に効果的な打撃を与えた。また、末端乱用者に対する取締りを推進した結果、多数の薬物乱用者を検挙した。しかしながら、薬物密売組織は、依然として活動を続けており、密売方法も巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている。

覚せい剤事犯の検挙人員は減少傾向にあるものの、依然として根強い需要がある。また、大麻事犯やMDMA等合成麻薬事犯の検挙人員の約8割が初犯者であり、若年層への乱用拡大が見られるなど、薬物の需要の根絶には至っていない。

このため、関係省庁が連携して以下の諸対策を講じることとする。

(1) 組織犯罪対策の推進

我が国においては、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織が薬物密売の中核となっている。薬物乱用を根絶するためには、薬物の供給源となっている薬物密売組織の壊滅が不可欠であることから、以下の組織犯罪対策を推進する。

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

- ・ 暴力団等による薬物密売に係る情報を集約、分析し、統一的な戦略に基づく取締りを推進する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 組織的な薬物密売の実態解明を推進するため、捜査体制と情報分析体制の強化を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 薬物密売組織に対する視察内偵のために必要な装備資器材の整備を図る。(警察庁、厚生労働省)

(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

- ・ 暴力団、イラン人等外国人薬物密売組織等による薬物密売の実態解明を推進し、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部の検挙を図る。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(厳正な科刑の獲得)

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条の適用に努めるとともに、捜査・公判において、被疑者・被告人の悪性の立証、営利性の立証、常習性の立証等に努める。(警察庁、法務省、厚生

労働省)

(捜査手法の活用等)

- ・ 組織的に敢行される薬物密売を解明するため、コントロールド・デリバリー、通信傍受等の捜査手法の活用を推進するとともに、より効果的な活用に向けた方策について検討する。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

- ・ 偽造旅券等を用いて入出国する例も見られるイラン人等外国人薬物密売組織の拡大を阻止するため、個人識別情報の活用による新たな入国審査及び偽変造文書対策等を厳格かつ的確に実施する。(法務省)
- ・ 不法滞在に関する情報の収集、分析機能を高めるとともに、摘発、収容及び送還体制を整備、強化する。(警察庁、法務省)
- ・ 関係機関による連携を強化し、イラン人等外国人薬物密売組織に係る人定等の解明の迅速化を図るとともに、密売組織構成員の役割分担等、薬物密売の実態解明を推進する。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実を図る。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(2) 犯罪収益対策の推進

暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織が蓄えた薬物犯罪収益等は、新たな犯罪のための運転資金等に充てられ、組織の維持・強化、組織的な犯罪の助長という結果につながっている。薬物密売組織を弱体化させ、壊滅に追い込むため、資金面から打撃を与える観点から、以下の犯罪収益対策を推進する。

(薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化)

- ・ 資金情報機関(FIU)の充実・強化を図り、薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するとともに、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努める。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 犯罪収益移転防止法の規定に基づき届出が行われた薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報について、分析手法の高度化を含め、分析能力の強化に努めるとともに、捜査機関等への迅速・的確な提供を図る。(警察庁)

(薬物犯罪収益等のはく奪の徹底)

- ・ 薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為を罰する麻薬特例法第6条及び第7条の適用に努めるとともに、麻薬特例法第19条及び第20条に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の活用を努める。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 薬物犯罪収益等のはく奪を期するため、税務当局への課税通報の活用を図る。(警察庁、厚生労働省)

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

- ・ 平成20年3月から完全施行された犯罪収益移転防止法を的確に運用し、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるように、指導を強化する。(警察庁)
- ・ 国際的な情報交換枠組みを構築して、外国のF I Uとの情報交換を更に推進する。(警察庁)
- ・ 平成20年のF A T F (金融活動作業部会)による第三次対日相互審査の結果等を踏まえ、マネー・ロンダリング対策の在り方について検討を加える。(警察庁)

(3) 巧妙化する密売方法への対応

薬物密売組織は、携帯電話やインターネットを利用して密売を行っており、密売方法は、巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている。こうした密売方法に対応し、密売実態を明らかにするため、以下の取組を推進する。

- ・ 巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めている薬物密売を解明するため、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ インターネットを利用した広域化する薬物密売に対処するため、情報連絡体制の強化を図るとともに、プロバイダ等との連携の強化を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により、薬物密売等に関する情報の把握に努める。(警察庁)
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売について、解析、分析機能の強化を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行う。(警察庁、法務省、厚生労働省)

(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底

薬物乱用防止のためには、薬物密売組織に対する取締りとともに、その需要削減が重要な課題であることから、末端乱用者に対する取締りを徹底するとともに、相談活動、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を進めるための広報啓発活動等を推進する。

- ・ 末端乱用者に対する取締りを徹底する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 末端乱用者の薬物への依存を断たせるため、薬物事犯に係る相談活動の充実

を図る。(警察庁、厚生労働省)

- ・ 薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を進めるため、関係機関団体と協力して、薬物に関する正しい知識の普及に努めるなどの広報啓発活動を推進する。(内閣府、警察庁、財務省、厚生労働省)
- ・ 若年層への乱用拡大が見られる大麻事犯について、取締り方策の検討を行う。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 末端乱用者の薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者に対する取締り等を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省)

(5) 多様化する乱用薬物への対応

MDMAや指定薬物等、多様化する乱用薬物について、鑑定方法の研究を進めるとともに、鑑定の高度化を図る必要がある。また、新規の乱用薬物について、薬事法、麻薬及び向精神薬取締法の規制対象として指定するなどの取組を推進する。

- ・ MDMA、指定薬物等、多様化する乱用薬物の鑑定方法の研究を進めるとともに、データベース、鑑定機材を充実し、鑑定の高度化を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 新規の違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の把握に努め、速やかに指定薬物に指定するとともに、指定薬物のうち、麻薬又は向精神薬と類似の保健衛生上の危害の恐れがあるものについては、速やかに麻薬等に指定する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 乱用拡大を防止するため、新たな乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動を的確に行う。(内閣府、警察庁、財務省、厚生労働省)

(6) 正規流通への監督の徹底

正規に流通している薬物が不正に売買され、あるいは乱用者の手に渡ることのないよう、医療機関等に対し、指導・監督の徹底を図るなど、不正流通の防止に努める。

- ・ 医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督の徹底を図る。(厚生労働省)
- ・ 麻薬・覚せい剤原料物質の取扱業者等に対し、薬物管理に係る指導を徹底する。(厚生労働省)

(7) 関係機関の連携強化

薬物乱用防止のためには、関係省庁の緊密な連携の下に総合的な対策を講じる必要があることから、以下のとおり関係機関の連携を強化する。

- 関係機関による「薬物取締強化期間」を実施する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- 関係機関の定期的な情報交換会議を開催する。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- 関係機関による共同摘発を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を実施する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

目標 4

薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

薬物の乱用防止のためには、需要の削減を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚せい剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどが外国から密輸入されたものと考えられることから、薬物の密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図っていく必要がある。

不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、関係機関の連携の下、民間も含めた国内関係者からの情報収集を強化するとともに、密輸取締り体制の強化・充実を図ることが重要である。また、多様化する密輸ルートの解明を図り、密輸リスクに対応した取締り体制の充実・強化に取り組んでいくためには、国際的な連携・協力も不可欠である。なお、麻薬の原料になり得る化学工業品についても適切な貿易管理が必要である。

このため、関係機関のより密接な連携の下、以下の施策を講じていくこととする。

(1) 密輸等の情報収集の強化

国際物流や出入国旅客が増大する中、その円滑な流れを阻害することなく効果的な水際取締りを行うためには、取締り・検査対象を的確に絞り込むことが肝要であり、そのため情報収集・分析能力の強化を図ることが不可欠である。

このため、以下のような取組を行う。

(民間からの情報収集の強化)

- ・ マスメディア、ホームページ等を効果的に活用し、薬物相談電話、全国统一密輸ダイヤル、海の緊急通報用電話番号等を積極的に広報するとともに、関係機関の見学会や展示会等のあらゆる機会を利用して、国民からの広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。(警察庁、財務省、海上保安庁)
- ・ 漁業関係者、海事関係者、通関業者、船舶代理店等の関係業界との連絡協議会等種々の機会、ボランティア団体との連携等を通じて密輸関連情報の提供の要請及び通報体制の確立に努める。(警察庁、財務省、海上保安庁)
- ・ 貿易関係業界等との連携強化を図るための「密輸防止に関する覚書」の締結を促進する。(財務省)

(国際的な情報収集の強化)

- ・ 他国における薬物の取締状況等についての意見・情報交換のため、国際連合(国連薬物犯罪事務所(UNODC)を含む。)や世界税関機構(WCO)等が主催する多国間会議、2国間会議に積極的に参加する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 税関相互支援協定等の締結国の拡大を図るとともに、WCO加盟国による地域情報連絡事務所のような情報交換チャンネルの積極的活用を努める。(財務省)

- ・ 薬物密輸入事犯に関する関係国との情報交換の促進のための情報交換のコンタクトポイントの設置、拡大、積極的な活用に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 海外における薬物乱用状況、国際犯罪組織等の活動状況、関係当局における施策等の情報を収集するため、薬物仕出地等へ職員を派遣する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(組織・装備の強化)

- ・ 情報収集活動をより一層強化するため、情報収集体制及び情報分析等に必要な資機材の整備を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(シグニチャー・アナリシス等の推進)

- ・ 国連薬物犯罪事務所(UNODC)等と共同でシグニチャー・アナリシスを実施するほか、錠剤型合成麻薬プロファイリング等薬物の分析方法の研究・開発を継続しつつ、今後も国連や関係国当局間と収集したデータを共有するためのネットワーク作りを進め、その整備強化を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省)
- ・ 関係省庁の研究機関間の最新の鑑定・分析方法の情報交換及び薬物分析体制の強化を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(原料物質の輸出入対策・体制の充実)

- ・ 原料物質の適切な貿易管理を引き続き実施していく。(経済産業省)
- ・ 原料物質の輸出入動向を把握するため、国際麻薬統制委員会(INCB)との連携の強化を図る。(厚生労働省、経済産業省)
- ・ 現に使用され、又は将来新たに使用されるおそれのある原料物質の特定に努める。(厚生労働省)
- ・ シグニチャー・アナリシス等の結果に基づき、原料物質の仕出国、中継国等関係国との緊密な協力により密輸出入対策の強化を図る。(厚生労働省)

(2) 密輸取締り体制の強化・充実

水際における密輸取締りを効果的・効率的に行うため、関係機関においては十分な連携を図るとともに、組織基盤の強化、取締り・検査機器等の装備及び捜査技法等の充実を図っていく必要がある。

このため、以下のような取組を行う。

(関係機関の連携強化)

- ・ 密輸入対策関係省庁会議等の定期的な意見交換の継続及び密輸情勢に関する情報等の一層の共有を図る。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 事前旅客情報システム(API S)の有効活用による薬物等の密輸阻止に努める。(警察庁、法務省、財務省)

- ・ 関係機関の専門性の相互補完のための現場レベルでの情報交換の一層の推進と摘発に当たっての共同の船舶に対する検査、張込み、調査等の一層の連携強化を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施する。(警察庁、財務省、海上保安庁)
- ・ 国際郵便の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、郵便事業株式会社に協力を要請する。(総務省、財務省)

(海上、港湾等監視・取締体制の強化)

- ・ 沿岸や港湾等における監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 海上、港湾等における取締体制の強化のため、取締要員の増員を図るとともに、速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇、航空機の緊急整備及び必要な資機材の整備を推進する。(警察庁、財務省、海上保安庁)
- ・ 水際取締体制の強化及びX線検査装置等取締機器の充実・高度化を図る。(財務省)
- ・ 容疑船の継続的な動静監視と外国船舶に対する立入検査の強化等を目的に、「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制の拡充を図る。(海上保安庁)

(密輸リスクに対応した取締の実施)

- ・ 密輸関連情報の収集・分析能力等の一層の向上を図り、検査対象貨物の絞込み等の確度向上に努める。(財務省)
- ・ 旅客・貨物に関する事前報告制度を活用した取締りの充実・強化を図る。(財務省)
- ・ 要注意船舶・人等に関するデータベースの充実を図るとともに、集約した情報を分析評価のうえ、対象船舶等を絞り込み、効果的な監視・取締りを行う。(海上保安庁)
- ・ 薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のための所要の体制の整備を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)

- ・ コンテナをトレーラーに乗せたまま検査できる大型X線検査装置を活用した検査の強化を図るとともに、麻薬探知犬、監視カメラ等の検査機器の充実を図る。(財務省)
- ・ 新たな隠匿方法に対処するため、新たな技術を採用した検査機器の調査・研究を進めるとともに、薬物の探知性能の向上を図る。(財務省)
- ・ 薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のため必要な資機材の整備に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(コントロールド・デリバリー等の捜査手法の活用)

- ・ 関係機関間の緊密な協力及びコントロールド・デリバリー捜査技法の更なる向上と積極的な活用を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ シグニチャー・アナリシス等により密造地域等を推定し、密輸ルートの解明等の捜査に活用することを検討する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 新たな形態で密輸される薬物の発見及び追跡に関する捜査手法の研究を促進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(3) 更なる密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

不正薬物の密輸ルートについては、薬物の種類により仕出地、中継地等は異なっている。覚せい剤の中国・北朝鮮ルートの解明についてはこれまでの対策で一定の成果があがったものの、新たな密輸ルートの摘発もあり、平成19年には、カナダルートの摘発量が最大となっている。多様化する密輸ルートに的確に対応するため、摘発した不正薬物の仕出地、中継地を分析し、密輸ルートの解明に更に取り組むことが重要である。また、薬物の主要な仕出国である中国・オランダからの密輸についても注意する必要がある、さらに、不正薬物の密輸に関与する外国人犯罪組織の解明に取り組んでいく必要がある。

このため、以下のような取組を行う。

(関係機関の連携強化)

- ・ 中国・オランダ等の薬物が積み出されるおそれの高い国、地域と関連する船舶、貨物、人等に関する情報交換、合同監視・取締り等において関係機関の連携を強化する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ カナダルートなど新たな密輸ルートの解明のための関係機関の連携を強化する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 国際郵便による密輸防止のため、財務省の発表資料に基づき、覚せい剤、麻薬等の密輸仕出国の郵政庁に対する個別の文書の発出による我が国における覚せい剤、麻薬等の輸入制限についての郵便職員・利用者への周知の協力要請を行う。(総務省)

(薬物密輸組織の実態解明と取締方策の充実)

- ・ 事件捜査・犯則調査を通じての背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 洋上取引等の密輸手口に応じた新たな取締り及び捜査手法の研究と必要に応じ、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の積極的な活用を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 入港時の立入検査等における犯罪組織等の不良船員のスクリーニングを効果的に実施する。(財務省、海上保安庁)
- ・ 機動的な広域監視のための衛星及び船舶動静情報等の活用についての所要の検

討を行う。(警察庁、海上保安庁)

(国際的な取締体制の構築)

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域との情報交換の一層の強化と密輸取締りのための国際的な共同オペレーションの進展を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物の仕出国・地域に対するあらゆる機会を通じての取締りの強化を含めた積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係等の確認を行う。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 万国郵便連合(U P U)国際事務局を通じ、各加盟国郵政庁に対して我が国の覚せい剤、麻薬等の密輸防止への協力を要請する。(総務省)

(4) 国際的な連携・協力の推進

不正薬物の国内への流入を阻止するためには、我が国への薬物の主要な供給国、中継国と連携するとともに、これら諸国において効果的な薬物対策が講じられるよう協力を推進することが不可欠である。このため、我が国は国際会議等の場において、これまでの薬物対策における実績に基づく知見の共有に積極的に貢献を行う。

また、麻薬などの地球規模の問題への取組を重点課題に位置付ける政府開発援助(ODA)大綱を踏まえ、アジア地域を中心とする途上国による薬物対策のための自助努力を支援していくため、供給削減対策及び需要削減対策のバランスにも留意しつつ、特に覚せい剤等合成薬物問題に対する効果的対策が講じられるよう、技術支援等の国際協力を引き続き推進していく必要がある。

このため、以下のような取組を行う。

(グローバルな枠組みを通じた連携・協力の推進)

- ・ 「国連麻薬委員会」等国連の会議や、「世界保健機構(WHO)」、国際刑事警察機構(ICPO)」等国际機関の会議や、「国際協力麻薬対策情報担当官会議(ADLOMIC)」等の国際会議へ参加し、効果的な薬物対策に必要な国際的取組を推進するための施策に関する協議や知見の共有を図る。(警察庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(我が国への主要な仕出地域との連携・協力の推進)

- ・ 「アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議(HONLEA)」等の会議に出席し、効果的な薬物対策に必要な地域的取組を推進するための施策に関する協議や知見の共有を図る。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 「アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)」の開催を通じ、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を促進する。(警察庁)
- ・ 「薬物対策地域協力プロジェクト」等薬物取締り等の専門家の派遣を通じてアジア諸国への技術支援を行う。(外務省、警察庁、財務省)

- ・ 「薬物犯罪取締セミナー」等各国の薬物取締り等専門家育成のための研修事業を推進する。(外務省、警察庁)
- ・ 海外麻薬行政官研修を通じての東アジア地域等の麻薬行政官の育成を継続する。(厚生労働省)
- ・ 海上における薬物取締りに関する各種セミナーの開催及び東南アジア諸国を始めとした我が国周辺諸国との間の国境を越えた統一的な海上取締対策の構築を推進する。(海上保安庁)
- ・ 国連薬物犯罪事務所の薬物統制計画基金への拠出を継続し、特にアジア諸国における薬物対策事業を支援する。(外務省)
- ・ 特に東南アジア地域におけるミニダブリン会合等の場での在外公館レベルでの情報交換を通じ、効果的な援助調整を推進する。(外務省)
- ・ WCO加盟国によるアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析及び薬物密輸阻止に関する多国間の取組を積極的に支援する。(財務省)

(我が国への主要な仕出国等との二国間連携・協力)

- ・ 技術協力や無償資金協力、「人間の安全保障基金」を通じた国際機関によるプロジェクトへの支援その他の拠出等を通じて、麻薬生産国・中継国の自助努力を支援するための取組を継続する。(外務省)
- ・ 代替作物としての薬用植物の栽培に関する技術協力及び研究を推進する。(厚生労働省)
- ・ 専門家を派遣し、覚せい剤の供給地・中継地となっている国の薬物分析の現状や技術移転のニーズ等を調査し、技術移転を推進する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている東南アジア諸国等の海上取締機関を含む各取締機関への技術移転等の協力とこれらの国における海上取締能力を始めとする取締能力等の向上に寄与する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 協力文書等の交換により設定した中国、韓国及びロシア等の海上保安機関との国際協力ネットワークの活用による情報交換及び実務者交流を促進する。(海上保安庁)
- ・ 国際捜査共助、逃亡犯罪人引渡を積極的に活用した国際捜査協力を推進する。(警察庁、法務省、厚生労働省)

[参考データ]
(件、人)

●覚せい剤事犯検挙件数、検挙人員

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
検挙件数	22,753	24,419	26,227	25,060	23,474	20,343	17,955	20,273	17,480	17,169
検挙人員	17,084	18,491	19,156	18,110	16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

●覚せい剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
麻薬・向精神薬	277	286	254	271	327	530	635	606	611	542
あへん	134	128	67	49	55	55	68	13	27	47
大麻	1,316	1,224	1,224	1,525	1,873	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
覚せい剤	549.7	1,994.5	1,030.5	419.2	442.1	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0
乾燥大麻(大麻たばこを含む)	120.9	565.9	310.3	844.0	256.5	558.2	642.6	652.4	233.8	503.6
大麻樹脂	214.6	200.3	185.4	73.5	275.3	323.9	327.5	233.9	98.7	56.9
コカイン	20.8	10.3	15.6	23.7	17.0	2.5	85.5	2.9	9.9	19.1
ヘロイン	3.9	2.0	7.0	4.5	20.9	5.1	0.04	0.1	2.3	2.0
MDMA等錠剤型	11,419	23,221	78,006	112,568	190,280.5	393,757	469,483	576,748	195,294	1,278,354
あへん	19.8	7.7	9.0	11.4	5.7	6.5	2.0	1.0	28.1	19.6

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁調べ

●少年の覚せい剤事犯の検挙人員

(人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
総数	1,079	1,003	1,148	954	749	528	395	435	296	308
うち中学生	39	24	54	45	44	16	7	23	11	4
うち高校生	103	81	105	83	66	36	41	55	44	28

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
総数	127	127	105	188	192	191	223	182	197	184
うち中学生	2	0	6	4	4	3	6	5	4	1
うち高校生	27	32	22	44	34	38	38	43	27	28

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

●MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員

(人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
検挙者総数	—	54	83	113	138	272	450	472	359	312
うち未成年者	—	—	—	—	7	29	67	66	32	24
うち20歳代	—	—	—	—	—	137	249	240	212	168

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

学校種	H13		H16		H19	
	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率
小学校	4,554	19.5	6,155	27.1	7,633	34.5
中学校	5,945	53.8	6,039	55.5	5,971	55.7
高等学校	3,612	64.8	3,274	62.7	3,039	61.2
中等教育学校	1	100.0	7	41.2	8	25.8

出典：文部科学省調べ

●薬物乱用防止に関する指導実施状況

(%)

学校種	H8	H11	H16
小学校	20.4	59.5	82.8
中学校	76.2	90.5	91.1
高等学校	88.2	90.6	93.0

出典：文部科学省調べ

● 薬物乱用に対する考え方

(%)

男 子	小学校6年生			中学校3年生			高等学校3年生		
	H9	H12	H18	H9	H12	H18	H9	H12	H18
絶対に使うべきでないし許されることではない	89.5	89.2	91.9	77.9	82.5	87.6	68.6	74.5	81.7
1回くらいなら心や体への害がないので、使ってもかまわない	1.7	0.8	0.8	3.1	1.1	1.1	4.5	1.2	1.6
他人に迷惑をかけていないので使うかどうかは個人の自由である	3.6	4.1	3.3	11.0	9.2	5.8	15.7	13.0	7.4
その他	4.5	4.2	4.7	6.6	6.3	6.2	9.5	10.6	9.3

女 子	小学校6年生			中学校3年生			高等学校3年生		
	H9	H12	H18	H9	H12	H18	H9	H12	H18
絶対に使うべきでないし許されることではない	92.4	91.9	95.3	85.0	85.9	91.2	81.4	87.2	91.1
1回くらいなら心や体への害がないので、使ってもかまわない	1.1	0.6	0.4	2.0	0.9	0.6	2.8	0.6	0.5
他人に迷惑をかけていないので使うかどうかは個人の自由である	2.5	3.4	2.1	6.8	7.9	4.5	8.6	7.0	3.3
その他	3.6	3.0	3.2	4.8	4.9	4.1	6.0	4.8	4.4

出典：文部科学省「薬物等に対する意識等調査報告書」

● 覚せい剤事犯における再犯者率

(人、%)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
検挙人員	17,048	18,491	19,156	18,110	16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211
うち再犯者数	8,387	9,274	9,529	9,250	9,009	7,907	6,840	7,438	6,421	6,807
比率 (%)	49.1	50.2	49.7	51.1	53.1	53.4	55.2	54.9	54.3	55.7

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

● 薬物事犯の保護観察対象者の就職率

(人、%)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
薬物事犯対象者	7,109	7,134	6,665	7,035	7,014	6,645	6,625	5,958	5,250	4,901
有職者	4,955	4,788	4,368	4,555	4,435	4,237	4,330	3,868	3,509	3,302
就職率 (%)	69.7	67.0	65.5	64.7	63.2	63.8	65.4	64.9	66.8	67.4

出典：法務省調べ

(注) 1 「対象者」には職業不詳は含まれない。

2 「有職者」には定収入のある無職者、学生、生徒、家事従事者は含まれない。

3 平成19年の数値は速報値である。

● 覚せい剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
検挙人員	17,084	18,491	19,156	18,110	16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211
うち暴力団関係者	7,249	7,963	7,755	7,342	6,777	6,097	5,458	6,888	6,098	6,415
比率	42.4	43.1	40.5	40.5	39.9	41.2	44.0	50.8	51.6	52.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

● 薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
来日外国人検挙人員	907	832	737	903	925	915	678	630	714	730
うちイラン人	307	228	181	231	286	166	108	116	104	134
構成比 (%)	33.8	27.4	24.6	25.6	30.9	18.1	15.9	18.4	14.6	18.3

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

● 薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
覚せい剤	件数	39	45	47	17	48	107	28	69	65
	人員	94	69	57	21	66	125	41	84	90
麻薬・向精神薬	件数	58	66	59	47	60	64	29	38	60
	人員	61	66	69	41	62	77	23	44	67
あへん	件数	4	6	3	2	1	3	2	1	6
	人員	4	3	1	1	1	3	1	1	8
大麻	件数	142	162	133	165	224	201	147	122	72
	人員	143	179	141	189	256	230	153	130	76
合計	件数	249	279	242	231	333	375	206	230	203
	人員	226	317	268	252	385	435	218	259	241

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ